

「小規模会社更生手続」

2026/4

「小規模企業更生手続」は、2025年4月から、東京地裁において、簡易・迅速なDIP型の会社更生手続として運用が開始されたものである。

負債総額50億円未満の株式会社を対象とした、簡易かつ迅速な会社更生手続で、従来の会社更生法と民事再生法の間位置する。概要は以下のとおり。

1. 要件

- ①負債総額50億円未満の株式会社
- ②DIP型の会社更生手続であること

2. 特徴

- ①通常のDIP型の会社更生手続よりも債権届出期間を短縮し、迅速な手続進行が期待できる。
- ②予納金は管理型に比較して低額。

東京地裁における小規模会社更生(小規模DIP型)の標準スケジュール等は、裁判所 HP「よくある質問 | 東京地方裁判所/東京簡裁以外の都内簡易裁判所」

https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section20/situmonn_tousannbu/index.html#Q51

の「会社更生手続について Q9」を参照ください。

以上